

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

増本税理士事務所 NewsLetter 4月号

販路開拓等の取り組みに対し上限50万円の補助金が支給されます！

小規模事業者持続化補助金 (平成29年度補正予算)

<持続化補助金とは？>

小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助金(補助率2/3)が支給される制度です。計画の作成や販路開拓の実施の際には、商工会議所の指導・助言を受けられます。

公募期間

平成30年3月9日(金)～平成30年**5月18日**(金) ※当日消印有効

今年度の補助額

補助上限額	補助率	備考
50万円	2/3以内	<ul style="list-style-type: none">75万円以上の補助対象となる事業費に対し、50万円を補助します。75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

補助対象者

～小規模事業者の定義～

業種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、⑫設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑬委託費、⑭外注費

対象となる事業例

- ・ 新商品を陳列するための棚の購入
- ・ 倉庫管理システムのソフトウェアを購入
- ・ 新たな販促チラシの作成、送付
- ・ POSレジソフトウェアを購入
- ・ ネット販売システムの構築
- ・ 経理、会計ソフトウェアを購入 など



～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達 など

増本税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:092-739-6222 FAX:092-739-6225

〒810-0001 福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル2F